

絆きずな

[kizuna]

ぐんま人権情報誌【春号】
VOL.12
2013

特集「外国籍の人たちの人権」

日本に住む外国籍の人たちとともに、お互いに言葉や生活などを理解し合い、安心して暮らせる社会づくりを考えてみませんか。



～つなぐ・つながる・きづく～

地域の特徴を生かし、地元への愛が溢れるゆるキャラ達。グランプリ入賞式での一コマ。

目次

巻頭言

群馬県における外国籍の人たちへの支援のあり方を考える
群馬県人権教育・啓発推進懇談会委員
大東文化大学経営学部 教授
NPO法人 多言語教育研究所 創業者
ミックメーヒル・カイラン 2・3

行政の取り組み

定住外国人の医療支援について
群馬県NPO・多文化共生推進課
留学生が地域の魅力を発信! ～ぐんまのいいところ伝え隊～
群馬県国際戦略課 4

地域の活動

遊びから人権を学ぶ
「子どものけんりカルタ」を教材にした普及活動
群馬子どもの権利委員会 5

随想

留学体験をきっかけとした「私の社会貢献」
群馬大学社会情報学部2009年卒業生
白石 美里 5

寄稿文

かたしなふるさと便を始めて
片品村商工会 女性部長 星野 敏美 6

TOPICS

新島襄・八重の生き方に学ぶ
学校法人 新島学園 理事長 大平 良治 7

インフォメーション

人権の花運動
～思いやりの心を育て続けて30年～

あとがき

8

巻頭言



ミックメーヒルさんは、アメリカのワシントン州立ワシントン大学を卒業後、イギリスのランカスター大学大学院で学位を取得、言語・英語学部応用言語学を学び文学博士の学位を取得されました。

現在は、大東文化大学で教鞭を執るかたわら、本県をはじめ様々な地で多文化教育、多言語教育の研究に取り組み、また移民者の子どもの受け入れと支援活動を行うなど積極的な社会活動を実践しておられます。

群馬県における外国籍の人たちへの支援のあり方を考える

群馬県人権教育・啓発推進懇談会委員
大東文化大学経営学部 教授
NPO法人 多言語教育研究所 創業者
ミックメーヒル・カイラン

群馬県では、「群馬県多文化共生推進指針」を平成19年10月に策定して以来、主に以下の外国人支援に取り組んでいます。

- ・相談窓口
- ・通訳、翻訳
- ・カウンセリング・心理相談
- ・その他、従来の国際交流と同じような日本人と外国人との間の交流イベントと講演会など

上記のように、初来日の外国人には日本の制度に関する情報を提供し、行政サービスにアクセスするための通訳、翻訳をつけるということに努めているといえます。

このような外国人向け施策は、短期滞在者と長期滞在者・永住者と分けて考えて欲しいと思っています。

私は24年間、日本に住み、13年間にわたり群馬県で多文化共生の推進に関わっています。その永住者として指摘できる点について触れてみたいと思います。

1)〈人権を保護する大切さ〉

群馬県では、外国籍の人たちと日本人が、同じ地域社会に住む住民として幸せに生きるための権利を等しく持つために、「相互理解の促進」「相談体制と情報提供の充実」「国際的な視野を持った人材育成」の取り組みを推進しています。

しかし、「就職と雇用」「入居拒否」「教育権」「母語、母国語保持と使用」などの面で、協力して安心して暮らすことのできる状況にあるとはいえません。



去年7月に行った伊勢崎市での全国シンポジウムにて

日本弁護士連合会では、2004年に「多民族・多文化の共生する社会の構築と外国人・民族的少数者の人権基本法の制定を求める宣言」を発していますが、こうした宣言がいかされることを切に望みます。

2)〈外国人のエンパワーメントを目標に〉

現在の日本は、日本国籍を取得した人々も増加し、多民族・多文化への傾向は急激に進展しています。外国人・民族的少数者の人権尊重、共生社会の実現に向けて外国籍の人たちとの交流機会の促進、企画段階における参画について配慮する必要があります。

外国籍の人たちの支援と人権に対して、外国籍の人たちも話し合いに参画し、日本の文化に合う「共生のルール」を設けられないかと考えます。

一例を挙げると、NPO法人多言語教育研究所は県の委託事業として、多言語に対応した教育相談窓口を開設するとともに、時には相談者と子供の学校や教育委員会に随行して、支援しています。こうした事業は民間活力の連携の上で成り立っていますが、更なる充実を図っていく必要があると考えます。

3)〈行動は言葉よりも雄弁だ〉

人権の問題は、私たちの心のありように基因する問題であります。

家庭や地域社会、学校や職場、地域でのさまざま

まなつながりの中で、組織に属する人々も変わっていかねばなりません。

時代は、想像を超える速さで変貌を遂げていますが、人権行政を推進していく上で大切なことは、英語のことわざに“Practice what you preach”「人に説くことは自分でも実行せよ」という言葉があるように、多文化共生を謳っている以上、外国人スタッフの配置、役職昇任基準、雇用比率など人権問題を複合的に捉えて欲しいと考えます。

以上3点について申し上げ、群馬県が日本全国の多文化共生、外国籍の人たちの支援のモデルになることを心から願い、またその力があることを確信しています。



大東文化大学院の学生と行った1日出前授業での読み書きレッスンの様子

表紙について

群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」

ぐんまちゃんは平成6年10月に開催された全国知的障害者スポーツ大会「友愛ピック群馬大会」のマスコットとして誕生し、以降多数の大会の群馬県のマスコットを歴任しています。

平成24年11月「ゆるキャラグランプリ2012」(主催:ゆるキャラグランプリ実行委員会)において、865キャラ中3位となりました。

平成24年12月には群馬県宣伝部長に就任し、群馬県のPR、イベントに登場するほか、各種広報にも登場。ご当地ぐんまちゃんとして、群馬県内35市町村のPRも行っています。

ぐんまちゃんブログやぐんまちゃんフェイスブック、群馬の魅力発信サイト「ぐんまちゃんナビ!」では群馬の魅力をぐんまちゃんをご紹介します。

ぐんまちゃんブログ <http://plaza.rakuten.co.jp/machi10gunma/>
ぐんまちゃん公式フェイスブック <https://www.facebook.com/gunmachan.official>
群馬の魅力発信サイト「ぐんまちゃんナビ!」 <http://www.gunmachan-navi.pref.gunma.jp/>



医療現場での通訳について

外国人が医療機関で診療を受ける場合は、たとえ本人や家族がある程度の日常的な日本語を理解していても、症状の微妙なニュアンスを日本語で表現することや、医学的専門用語の混じった医師の説明を理解することは非常に困難です。

そこで、群馬県では、外国人県民が地域の中で支障なく生活を営んで行くための支援の一環として、平成17年度から医療通訳ボランティアの養成を行い、平成18年度に制度を整備し、提携医療機関に派遣を開始しました。

医療現場での通訳には、たとえボランティアとして関わる場合であっても、医学や保健等についての様々な知識



「メディカルインタプリターの養成講座」の様子

群馬県NPO・多文化共生推進課

が不可欠であることから、経験豊富な講師による一連の講義を受講していただき、講義終了後に受講者の習熟度等に関するチェックを行い、一定のレベルを満たす人を、県が「メディカルインタプリター」として認定し、登録しています。

現在、8言語、約100名の方が登録されており、その活動は、医療機関、患者やその家族から高い評価を得ています。

しかし、メディカルインタプリターはボランティアであるため、常時、全ての登録者が派遣可能な状態にはないので、より多くの登録者を確保して行くことが、これからの課題であると考えています。

ちゅうしゃ た もの
**注射・食べ物に
アレルギーはありますか？**
Are you allergic to any shots
or food?

留学生が地域の魅力を発信！～ぐんまのいいとこ伝え隊～

群馬県国際戦略課

県国際戦略課では、群馬県の魅力を海外へ発信するための「ぐんまのいいとこ伝え隊」を今年度から実施しています。

県内大学で学ぶ外国人留学生と日本人学生それぞれ10人の隊員が、群馬県の自然や産業、歴史などを実際に体験し、留学生には、ブログやフェイスブックを通じて、母国語で本県の魅力を海外へ発信してもらいます。日本人学生には、留学生の感想や意見を聞き取ってもらい、外国人の考え方が分かるグローバル人材になってもらおうとするものです。

8ヶ月にわたる活動の締めくくりとなる2月の宿泊研修では、群馬県の魅力の発信方法について立派な提言をまとめてくれました。

活動をおとして、すっかり仲良くなった留学生と日本人学生。「卒業」後も、OB・OGネットワークとして交流を続

け、引き続き群馬のPRのために協力してくれることとなりました。

これからも、お互いの国や文化の相互理解に努める国際人としてますますの活躍が期待されています。



草津温泉・湯畑にて

遊びから人権を学ぶ

「子どものけんりカルタ」を教材にした普及活動

群馬子どもの権利委員会

群馬子どもの権利委員会は、1993年に発足し、「子どもの権利条約」の広報と普及を柱とする活動を行なってきました。すべての子どもの権利を擁護し、発展させるためには、大人の方がたのみならず、子どもたち自身の日々の生活に「条約の精神」が活かされていることが大切だと考えています。でも、条約の言葉がとても難解で子どもたちのもとへ届けることが難しいと実感しました。

そこで、「もっと子どもたちに分かることばで!!」と考え、1996年から2001年にかけて、条約を易しい言葉に言い換えた独自のリーフやパンフレットを作りました。これを読まれた方がたから「カルタにしてみてもいい？」とのご意見をいただきました。

2003年、子どもたちがカルタ遊びを楽しみながら、自然に権利意識を培っていく、その手助けができればとの願いを込めて50音「子どものけんりカルタ」を完成させました。県内の保育園、幼稚園、小学校、学童クラブ、さらに複数の自治体へお届けし、ご活用いただいて参りました。

2011年からは伊勢崎市内の「インターナショナル・コミュニティ・スクール」や子ども日本語教室「未来塾」などで、外国籍の子どもたちと一緒にそれぞれの母国語に翻訳する活動も生まれました。また、近々、読み札・絵札ともにリニューアルした「子どものけんりカルタ(改訂版:右

図)」が完成する予定です。県内だけでなく全国の子どもたちにお届けできればと願っています。

お問い合わせ先:群馬子どもの権利委員会
tel.fax. 027-235-8876
ホームページ URL <http://gkodomom.web.fc2.com/>



カルタを楽しむ子どもたち



〈随想〉

留学体験をきっかけとした「私の社会貢献」

群馬大学社会情報学部社会情報学科2009年卒業生
2007年8月～2008年7月イタリア・フィレンツェ大学交換留学生

白石 美里(旧姓:阿部)

今から5年半前のことですが、フィレンツェで暮らした一年間を鮮明に覚えています。この留学がなかったら、今の私はないと確信が持てるほど、様々な人と出会えた、ヨーロッパの、近代社会の歴史を背負ったフィレンツェでの留学は非常に意味を持つものでした。

私は現在、群馬大学で人生の恩師でもある砂川裕一教授の下、研究室アシスタントをしています。大学卒業後も、群馬大学の国際交流活動に何らかの形で貢献したいと思っていたので、本当に良い機会に恵まれました。私の業務は、教授の研究補助はもちろん、研究室にいる留学生への学習・生活支援です。留学生というものは社会的弱者です。ネイティブの何気ない会話は、留学生に

はただの音であり、なかなかそこに含まれている情報を自然にキャッチすることはできません。自分の留学経験を参考にし、彼らの日本での生活に不安になる気持ちや留学の大変さに共感しながら、少しでも彼らの助けになりたいという思いで日々活動しています。これが私なりの社会への恩返しだと思っています。



かたしなふるさと便を始めて

片品村商工会 女性部長 星野 敏美

2年前、まだ雪の残る3月18日、23台のバスに分乗し、夜の12時過ぎに南相馬から938名の被災者の皆様が到着しました。暦の上では春で、桜の便りも聞こえて来る時期ですが、片品はまだまだ寒く、スキー場は燃料不足の騒ぎでお客様は少なく、早々に閉まるなど村自体も静まり返っている時期でした。



片品村に到着した被災者の皆様
写真：片品村提供

老若男女の方々ですので、受け入れる村民（民宿関係の方）も対応に追われ、大変な思いをされたことは、後になり私達も耳にしましたが、南相馬の方達も慣れない環境で大変だった事と思います。1,000人近い人達が満足していただける状態ではなかったのも事実です。そんな中でも3ヶ月、半年又それ以上に滞在していただきました。



賑わうあがっせまつりの様子。
（「あがっせ」とは福島弁で「遠慮なくあがってください」の意味。）
写真：片品村提供

南相馬の皆様が帰られてから、片品を懐かしく思っ
てくれている人達がいいて、行政方面、又、被災者を受

け入れていた部員のホテルや民宿等に届く手紙の中に「片品の野菜がほしい」という声があるのを知りました。せっかく出来たご縁を絶やしてはならないと思い、是非片品村商工会女性部の活動の一環として「かたしなふるさと便」をやろう!と部員の熱い声でこの活動が始まりました。

3ヶ月以上滞在していた世帯を対象に、100件を超える往復はがきを送り希望者を募り、9月に35件、10月に30件、11月に25件と3回発送をしました。その時々でおいしい野菜を見つけ、生産者の方にも趣旨を説明し協力をしてもらい、8~9種類送る中でもう1種類増やせる時のうれしさは部員の笑顔に現れます。決められた金額ギリギリで箱いっぱいに入った野菜を見て、相手の方に部員の真心も届くといいなあと思ながら作業をしています。



ふるさと便の発送作業に忙しい部員

希望者の中には、「新鮮で美味しいと喜んで食べました。」「たくさん種類に驚きました。」とメッセージを送ってくださる方もいて部員の励みになっています。これからも何らかの形で南相馬の方達とつながりを持ち、皆様と心の交流が出来たらいいなと思ながら、又この春から「かたしなふるさと便」を送りたいと思います。



現在、大河ドラマ「八重の桜」が放映中です。
今の時代に大切なことを男女共同参画の視点からお話しいただきました。

TOPICS

新島襄・八重の生き方に学ぶ

学校法人 新島学園 理事長 大平 良治

新島襄・八重の生き方から学ぶことは、時代と社会が提起している問題や課題に、逃げることなく敢えて積極的に挑戦し、果敢に行動・実践し新しい時代を切り開いていったことであると考えています。

2人は幕末に生まれ、開国・維新とそれに続く明治時代の歴史的な大転換期である大きな激動の時代の中で活躍しました。新島襄は幕末の鎖国の中にあつたにも拘わらず、敢えて国禁を破って単身アメリカに渡り、10年間一生懸命勉強して日本に帰り、八重の兄山本覚馬とともに、京都に同志社英学校を創立しました。その教育は1人1人の学生を大切に、与えられている使命を達成することができるための教育を身をもって実践し、近代日本の社会を担い支える多くの人材を養成したことでした。

八重は幕末の会津藩士の子どものとして生まれ、戊辰

戦争では鶴ヶ城に籠城し、官軍相手に徹底抗戦しました。そのあと、兄を慕って京都に行き、新島襄と結婚し、夫の教育事業及び伝道を献身的に支えました。夫の死亡後は、敢えて日本赤十字社の篤志看護婦として志願し、傷病兵の看護に率先してあたりました。

2人は男・女にこだわることなく、自分らしく生きることを貫きました。

今、私たちはかつて経験したことのない時代に生きています。「人口減少・超高齢社会」が急激に、本格的に到来しています。また、グローバル化が進み、あらゆる分野に大きな影響を及ぼしています。さらに、東日本大震災が襲い、多くの尊い人命が失われました。国民は将来に大きな不安を持って生きています。

今こそ、新島襄・八重の生き方に学び、直面する課題や問題に挑戦し、新しい時代を切り開いていくための努力をしていくことが強く求められています。

新島八重 安中來訪の足跡

明治 15年 7月 (1882) 36歳

●11日：八重は安中で、夫襄、徳富猪一郎（蘇峰）、横井時雄（小南長男、後同志社第3代総長）、湯浅吉郎（半月）、他2名を出迎える。7月15日、襄は原市で「地方教育論」を演説する。（聴衆6~700人）

// 21年 9月 (1888) 42歳

●16日：八重、安中へ来る。（翌日養子公義の実家松井田町国衛へ出向く。）（7月27日襄、静養のため伊香保到着。8月16日八重、伊香保到着。9月15日襄と八重は伊香保から前橋へ。その翌日、八重は安中へ。同25日襄、東京へ。このとき八重も同行か。）
・明治 23 (1890)年 1月 23日、襄、静養先の神奈川県大磯「百足屋旅館」で召天(47歳)（結婚生活14年）
・明治 24年八重は日本赤十字社社員・日赤篤志婦人会員となり、同27年日清戦争が始まると広島で救護活動。

// 43年 2月 (1910) 64歳

●1日：安中教会で新島襄先生永眠20周年記念会開催、これに八重出席。
*八重、この席で陳列された襄の遺物を説明し、祈祷の際は襄の病中の日誌を朗読する。

大正 10年 8月 (1921) 75歳

●28日：午前10時28分安中着。湯浅家訪問。
その後礼拝に参列、別館にて歓迎会。席上、夫襄を追憶し、語る。

資料提供 学校法人 新島学園



上：新島襄ゆかりの地を案内するパンフレット
左：新島襄旧宅と資料室
資料提供：安中市

人権の花運動

～思いやりの心を育て続けて30年～

人権の花とは？

児童が協力し合いながら花を育てることで命の大切さや人権尊重の心を育むことを目的とした運動です。

昭和57年度より全国で毎年実施されており、平成24年度は、県内で89校の小学校が取り組みました。



群馬県の人権の花は「マリーゴールド」を選びました。花言葉は「思いやり」です。

育てよう！“3つの心の花”

「命を大切に作る心」

「相手を思いやる優しさ」

「協力し合うことの大切さ」



小学校での活動の様子



人権擁護委員制度・啓発活動重点目標
～考えよう
みんなで築こう
相手の気持ち
育てよう
思いやりの心～
人権の世紀



人権イメージキャラクター 人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

子どもの人権110番（全国共通・通話料無料）

0120-007-110

子どものための相談です。

一人で悩まず相談しよう！秘密は守ります。

主催：群馬県 群馬県人権啓発活動ネットワーク協議会 前橋地方法務局 群馬県人権擁護委員連合会
後援：群馬県教育委員会

あとがき

いま、地域社会では人口の減少、専門的・技術的分野における国際化の波などに起因してより多くの外国籍の人たちが、暮らしを共にしています。

一方で、国が異なることや文化・生活習慣の違いなどによる人権問題が生起しています。

外国籍の方も同じ地域社会に住む構成員です。交流の機会を増やし、人として認め合い、お互いに安心して生活できる社会にしていきたいと思う。(こ)

絆 きずな
Bifunai

ぐんま人権情報誌【春号】

VOL.12
2013

●発行／群馬県人権男女共同参画課

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号

TEL.027-226-2906(直通) FAX.027-220-4424